

土壌汚染対策法関係手数料条例（平成二十一年東京都条例第百三号）新旧対照表（抄）

改正案				現行			
第一条から第四条まで（現行のとおり） 別表（第二条関係）				第一条から第四条まで（略） 別表（第二条関係）			
事務	名称	額	徴収時期	事務	名称	額	徴収時期
一から五まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	一から五まで	（略）	（略）	（略）
六 法第二十七条の二第一項の規定に基づく汚染土壤処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	汚染土壤処理業譲渡等承認申請手数料	十二万円	承認申請のとき。	（新設）			
七 法第二十七条の三第一項の規定に基づく汚染土壤処理業に係る法人の合併又は分割についての承認の申請に対する審査	汚染土壤処理業に係る法人の合併等承認申請手数料	十二万円	承認申請のとき。	（新設）			

八 法第二十七条の 四 第一項の規定に 基づく汚染土壌処 理業に係る相続の 承認の申請に対す る審査	汚染土壌処 理業相続承 認申請手数 料	十二万円	承認申請の とき。
---	------------------------------	------	--------------

(新設)			
------	--	--	--